

讀本校小學生徒心得

K1101
27.1

B I
238-15



明治十五年六月廿四日御届
同年八月出版

翻刻

學校
讀本

小學生徒心得

東京府

小學生徒心得

第一條

學文を爲すに他あり智を開き身を脩
め才藝を長し人又頼らずして自營の
道を立つるありされば生徒たるも
のに第一身の行を正しく常々學業を
勉勵し將來の幸福を受る様心懸くる
こと肝要あり

第二條

常ニ舉止言語を慎
み一意ニ教師の指
揮に従ひて教を受
くべし苟且ニも粗
暴の振舞をなし他
生の嘲笑をうけざ
る様心かくべし



第三條

教師ハ我ニ學術を授くる恩人なり常
ニ敬禮の意を失ふべからず

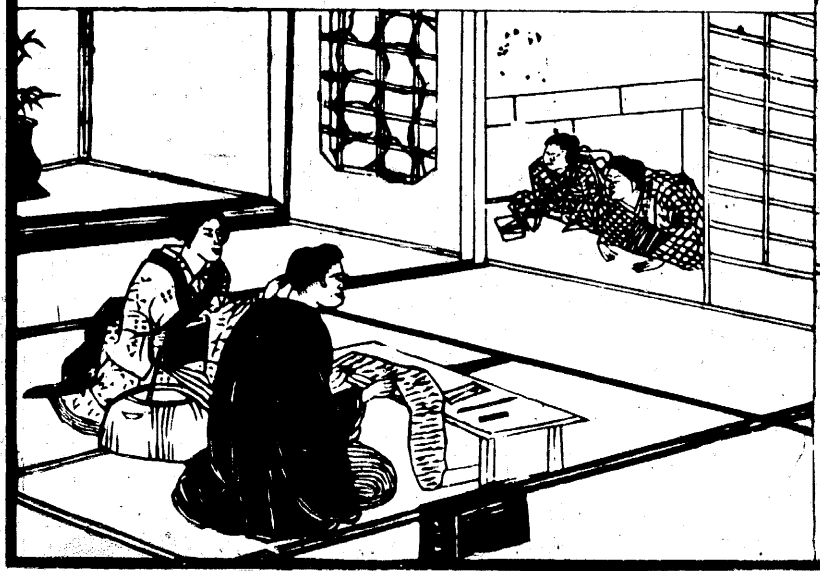
第四條

朝ハかならず早く起き先衣服を著替
へ顔と手を洗ひ口を嗽き髪を櫛り而
して後尊長に一禮をおして其安否を
伺ふべし

第五條

毎朝食事終れば學校より出る用意を爲す
―教場より用ゐるべき書物石盤等を取り落さざる様を致すべし―

第六條



學校より昇るべき刻限の課業の始る刻限の十分前たるべし

第七條

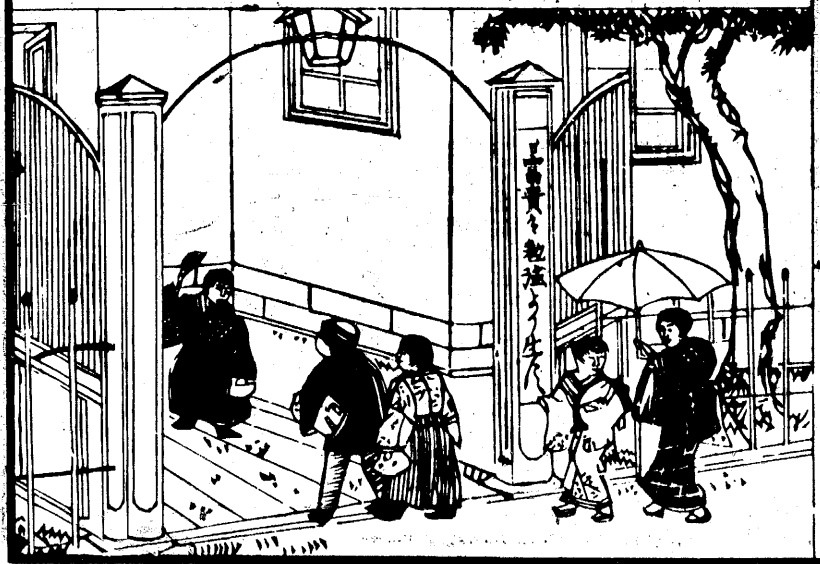
學校に至れば先扣所に入り行厨を我坐席より置き教師の差圖を待ちて教場に入るべし―決して高聲遊戯など爲すべからず

第八條

教場に入つて席に
就くとき、教師に
敬禮を行ふべし

第九條

若事故ありて出校
の刻限を後れたる
ときは其由を教師
に告げて差圖を受



くべし

第十條

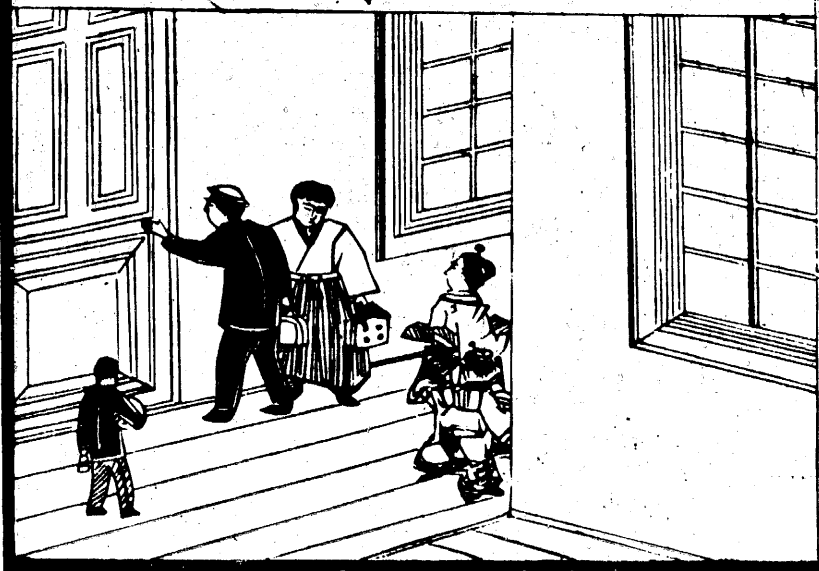
教を受るときは勿論總て我意我慢を
出さべからず教場にて己の意を述べ
んと欲せば右の手を揚げて其意を知ら
しめ教師の許可を受けて後れたるか
ら言すべし

第十一條

教師は告げずして
みだりな教場の出
入をなすべからず

第十二條

障子襖の開閉ハ静
になリ書物器械ハ
叮嚀又取扱ひ破損
せざる様又行厨ハ



靜に食—人と湯茶を争ひ或ハ衣服な
ど濡さぬ様注意すべし

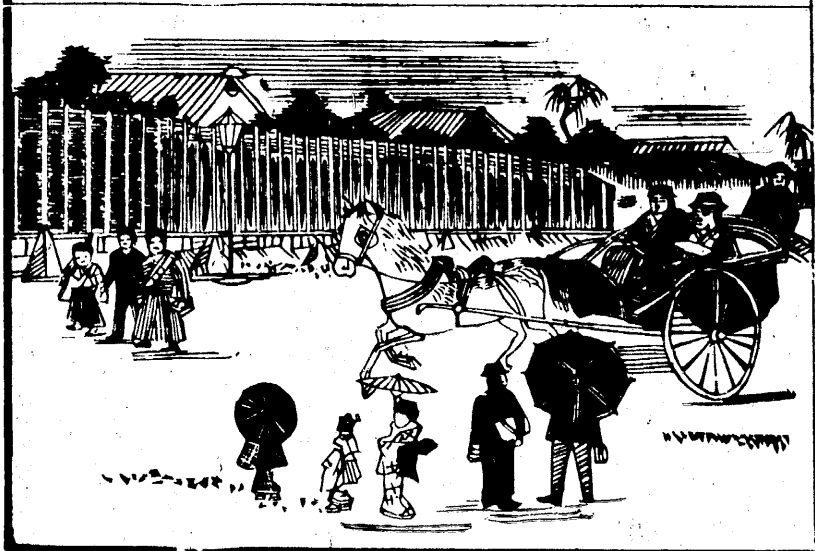
第十三條

教場ニ於書籍石盤等を出し納れする
ときハ響の聞えざる様に注意し又壁
扉其他の物ハ濫書し又ハ外見雜談を
なすべからず

第十四條

學校より往返する途
中より於遊び戯るべ
からず若車馬等より
行逢ふときハ其通
り過るを待ち決し
て其前を馳過ぐべ
からず

第十五條



自宅へ歸りたるときと他出するとき
ハ其由を尊長より告げ敬禮をなすべし
但學校より歸りたるときハ必日課
優劣表を尊長に示さべし

第十六條

雨天のときハ別して傘はきものを取
揃へ置き退校のとき錯亂なき様注意
すべし

第十七條

學文をなすとも身體健康ならざれば
其詮なかるべし常し左の條件を守り
て自ら病を招くべからず

第一 課業畢る毎に體操場より出て
運動をなすべし

第二 運動をなすとも奔走するこ
と度に過ぐべからず

第三 熱き湯茶

を強て飲

むべから

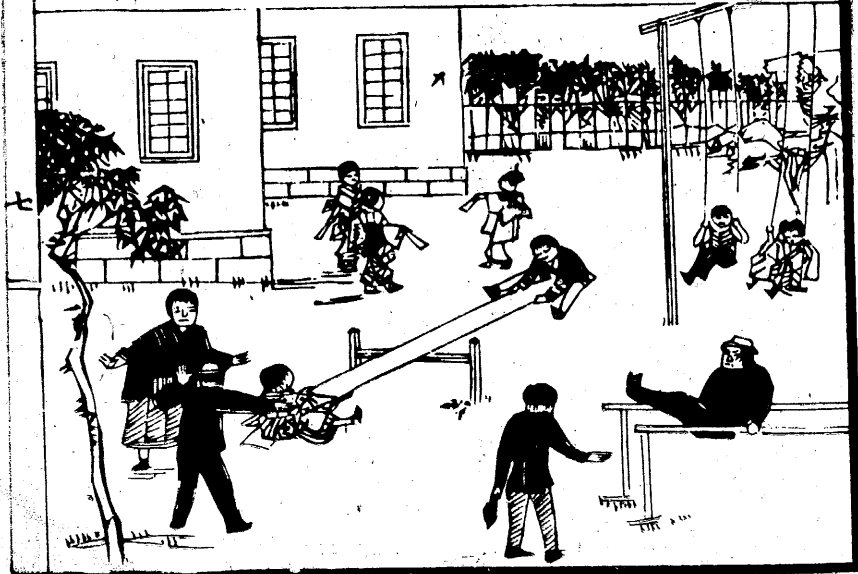
ず

第四 字を寫し

算を學ぶ

に體を曲

げ胸を屈



むべからず

第五 雨天は傘なくして歩行をべ

からず

第六 冠物なくして炎天を冒し跣

足をして雪中を行くべからず

第十八條

急は覺えんとするときは却て忘れ易

きものなれば一事を覺えて後一事に移る様に心掛くべし

第十九條

覺え惡とて決して倦み怠るべからず怠らず勉強するとき自然に覺ゆるものなり

但其日は教を受しこと、退校の後尊長の前にて復讀を爲すべし

第二十條

朋友と睦しく交り
決して不敬不遜の
振舞あるべからず
又人を誹謗すべか
らず

第二十一條

人より争を仕懸と



も決して之と争ふべからず其由を教
師に告て指示を受くべし

第二十二條

尊敬すべき人又の知己の人と出逢と
きの敬禮をなすべし

小學生徒心得終

明治十五年六月廿日 定例三編五章

翻刻御届

翻刻人

新潟縣平民

小林二郎

新潟區東中通
町番下